

豊橋市地域保健推進協議会生活習慣病対策部会運営要領

1 目的

豊橋市地域保健推進協議会設置要領第7条に基づき、生活習慣病対策部会(以下「部会」という。)を設置し、生活習慣病対策を推進することを目的とする。

2 協議事項

部会は、次の事項を協議する。

- (1) 生活習慣病対策に関する事項
- (2) その他必要な事項

3 構成

部会は、次に掲げる組織の者のうちから構成する。

- (1) 医療関係団体
- (2) 医療施設
- (3) 学校関係者
- (4) 学識経験者等
- (5) 関係行政機関
- (6) その他部会長が適当と認める者

4 部会長及び副部会長

- (1) 豊橋市地域保健推進協議会設置要綱第7条の規定に基づき、部会長を置く。
- (2) 副部会長は部会長が指名する。
- (3) 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

5 会議等

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、その会議の議長となる。
- (2) 協議の内容に応じて、部会長があらかじめ指定した者を議長とすることができる。
- (3) 部会長は、協議の内容に応じて、関係者等の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

6 会議等の公開

部会の会議は、原則公開とする。ただし、豊橋市情報公開条例(平成8年豊橋市条例第2号)第6条第1項各号に規定する非公開情報(以下単に「非公開情報」という。)が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該会議がその一部又は全部を公開しない旨を議決したときは、この限りでない。部会の会議録及び会議資料は、原則公開とする。ただし、これらに非公開情報が記録されている場合は、当該部分は非公開とする。

7 報告

部会の会議での決定事項及び協議結果は、豊橋市地域保健推進協議会の会議に報告する。

8 記録の保管

部会長は、部会の会議の記録を整備し、これを適切に保管する。

9 庶務

部会の庶務は、保健所健康増進課において処理する。

10 その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定めることができる。

附則

この要領は、平成28年12月21日から施行する。